



武藏野市民 緑の憲章(抄)

私たち武藏野市民は

1. すべての緑はみんなの財産として、大切にする。

緑は、個人の庭先のものであれ、公園・街路のものであれ、ひとしく市民すべてが共通に享受するものと考えて大切にする。

2. 常に緑をまもり緑をそだて、これを次代に伝える。

緑の生育には長い歳月がかかるを考え、緑の保全とともに増殖を積極的におこない、これを次代の市民に継承する。

3. 自発的に緑化運動を推進する。

市民の努力と創意をあつめ、多様なかたちで自発的な緑化運動をくりひろげる。

4. 市の緑化計画と、その実現に参加する。

市政に緑化の計画的推進をもとめ、計画とその実現に参加する。

武藏野市は

1. 緑化計画を定め、推進体制を確立する。

2. 緑のネットワークの充実を積極的にすすめる。

3. 市の施設の緑化を、市民に率先してすすめる。

4. 学校・団地・企業などに自発的な緑化をもとめる。

5. 近隣の自治体と協力してひろく緑化をすすめる。



市民憲章は市議会の全員協議会の承認を得て、昭和48年4月19日に制定されました。

素案は前年に発足した緑化市民委員会が市緑化推進本部の求めにこたえ、

市民に訴え、検討を重ねて作成しました。

平成26年3月

緑と公園の資料集

2013年度版



武藏野市



発行にあたって

昭和47年4月に緑の保護育成と公園行政を担当する「緑と花の課」が発足、社会情勢の変化と共に、昭和56年に「緑化公園課」、平成14年に「緑化環境センター」と組織、課名を変更してきました。

さらに、平成24年4月よりスタートした「武蔵野市第五期長期計画」を効率的・効果的に推進するため同年10月1日に組織改正が行われ、「環境と共生する持続可能な都市の構築」を目指し、環境部が新設されました。これに伴い、「都市整備部緑化環境センター」は、現在の「環境部緑のまち推進課」となりました。

この間、緑化環境市民委員会の設立や全国にさきがけて「武蔵野市民緑の憲章」制定、平成8年度には、武蔵野市緑の基本計画の策定(平成20年4月改定)など、都市化に伴う市内の緑の減少を防ぐための施策が、市民参加、市民の協力を得てさまざまな形で行われてきました。

本書は、平成3年4月に第1版を発行して以来、概ね5～6年で改訂を行い、今回で5回目の改訂となります。前回同様、過去との比較に主眼を置き、【みどり編】【公園編】【しくみ編】の三部構成となっています。武蔵野市の緑や公園のデータを掲載しておりますので、緑の未来を考えるきっかけになれば幸いです。

平成26年3月 緑のまち推進課

もくじ

みどり編

- ①武蔵野市の緑…………… 2～3P
- ②緑を保全する制度…………… 4P
- ③樹木／樹林／大木シンボルツリー…………… 5P
- ④接道部緑化…………… 6P
- ⑤身近なみどりを創出する制度…………… 7P
- ⑥ビオトープ…………… 8～9P
- ⑦市民の花・市民の木…………… 10P

しくみ編

- ①緑の憲章・条例…………… 24～25P
- ②長期計画…………… 26～27P
- ③緑の基本計画…………… 28～29P
- ④緑化・環境市民委員会／緑のまちづくりレポーター… 30～31P
- ⑤緑のイベント・緑化啓発…………… 32～33P
- ⑥森を守るしくみ…………… 34～35P
- ⑦市民アンケート…………… 36P

公園編

- ①公園等の状況…………… 12P
- ②武蔵野都市計画公園・緑地…………… 13P
- ③武蔵野市の公園…………… 14～15P
- ④公園紹介（その1）…………… 16～17P
- ⑤公園紹介（その2）…………… 18～19P
- ⑥公園と緑のガイド…………… 20～21P
- ⑦公園の維持管理…………… 22P



みどり編

みどり編

公園編

しづみ編

「緑豊かな都市住宅」を目指す武藏野市では、生命を育む緑豊かな居住環境と、子どもたちが健やかに育ち市民が安心して暮らせるまちづくりが求められています。そのため、より一層の緑の回復と保全、自然との共存を図っていきます。



武藏野市の緑

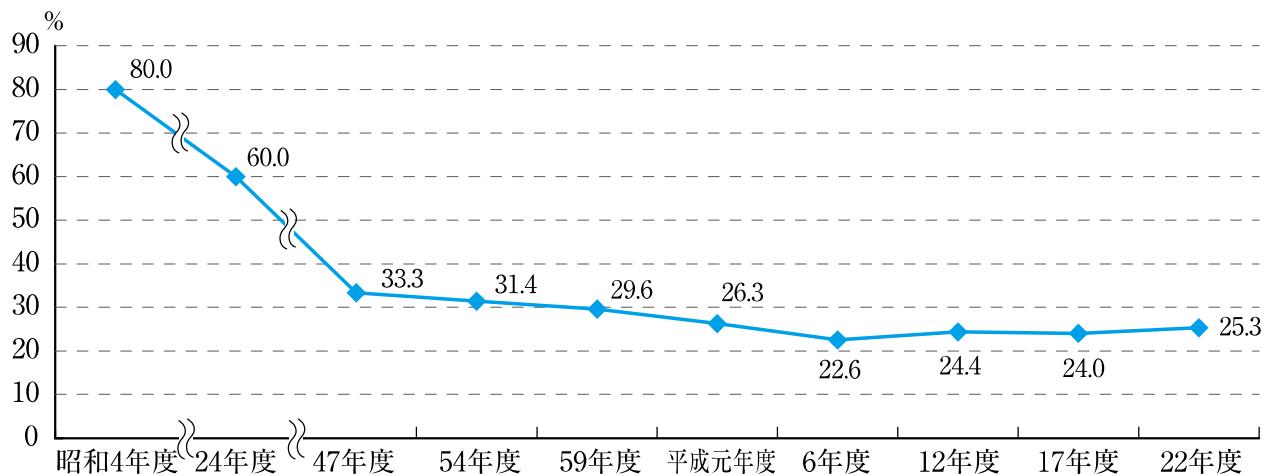
■ 武藏野市の緑の変遷

昭和22年の市制施行当時、武藏野市の近郊農村地域には、雑木林と農家や屋敷林が溶け込む風景、街道沿いの並木など武藏野の面影が数多く見られました。

この武藏野市の緑は、昭和30年代までは比較的豊かに残されていましたが、高度成長期による都市化・宅地化によって急激に減少していきました。市は昭和47年以降、緑の減少を防ぐため、緑の保護と緑化推進の施策を実施してきましたが、緑の減少傾向は続きました。しかし、公園・緑地の拡充や、民有地の緑化支援策などにより、平成22年度調査時では、25.3%と平成17年度と比較して若干の増加傾向が見られました。

■ 緑被率の推移

調査開始の昭和47年度から平成6年までの緑被率は減少の一途をたどり、この間で100haを超える量の緑が消失されました。平成6年の調査以降においては、横ばいから若干の増加が見られます。

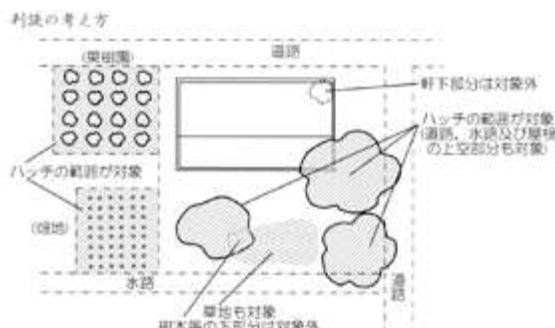


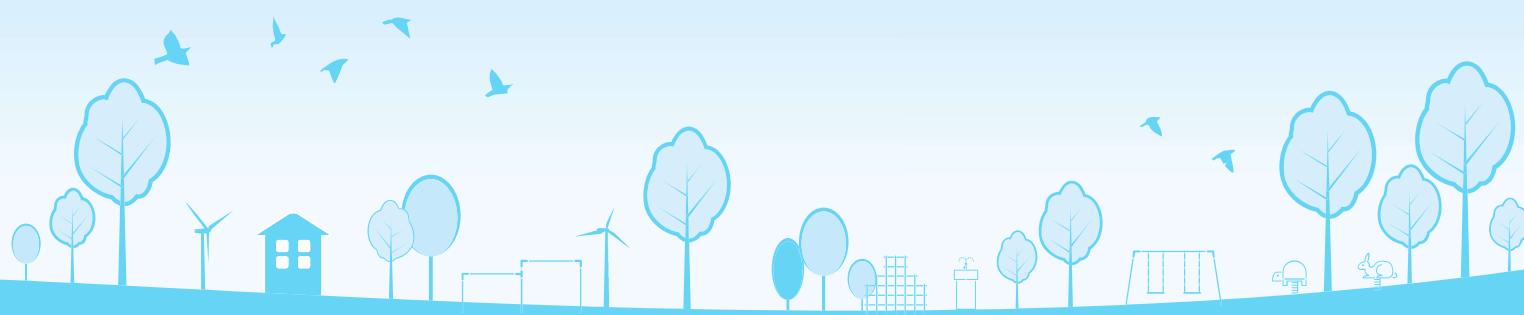
※昭和4年・24年は昭和47年の調査をもとに国土地理院の地図により推定した数値です。

はなし の タネ

緑被率の調査

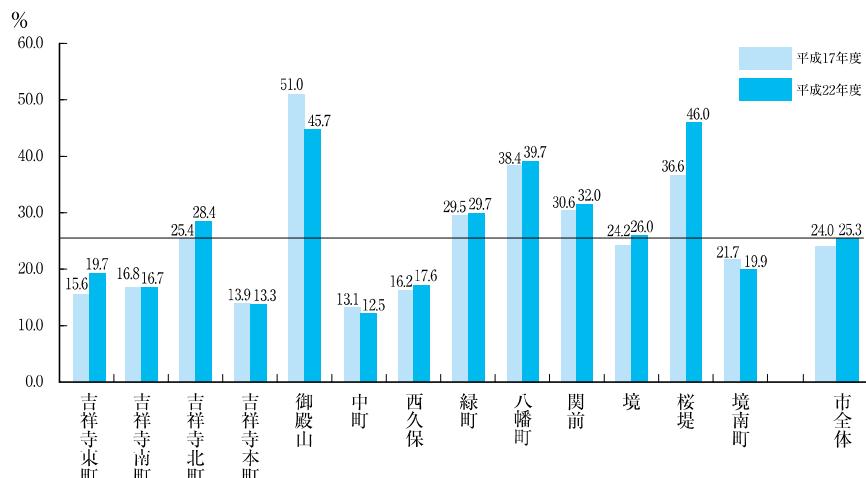
市内のみどりの量を測るため、空中写真を使用し①樹木地（植樹地、街路樹など）②草地（芝生、原っぱなど）③農地（畑、果樹園など）緑に覆われた面積と市の面積との比率です。本市では、昭和47年に全国に先駆けて調査を行い、概ね5年に1回調査をしています。



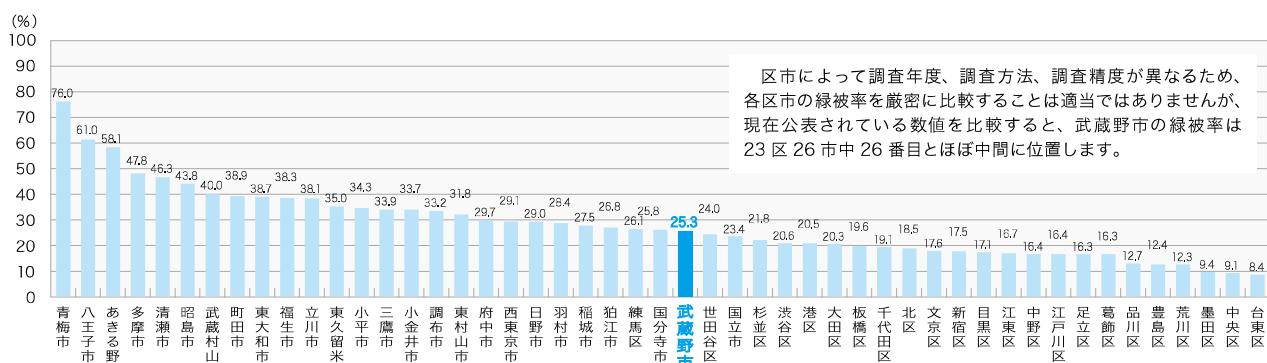


■町別緑被率の推移(平成22年度)

町別の緑被率を見ると、市全体の平均が25.3%に対して、7町が平均以上、6町が平均以下となっています。最も被緑率が高いのが御殿山ですが、これは都立井の頭恩賜公園があるからです。

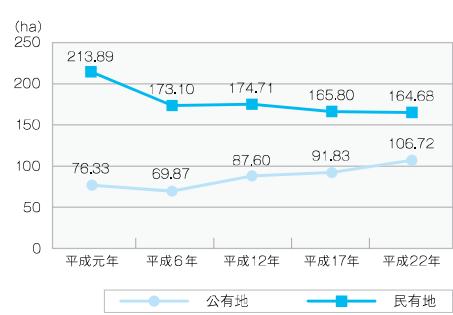
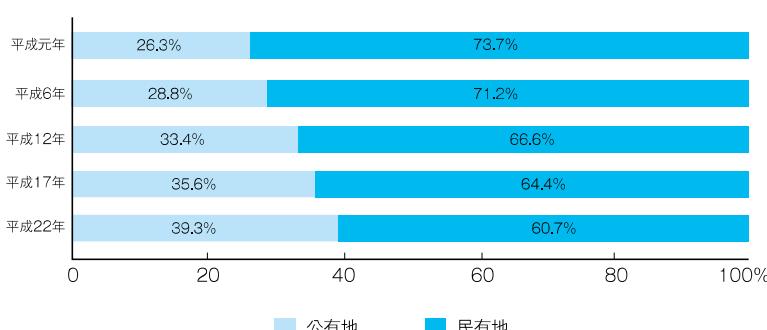


■緑被率・他都市との比較



■緑被地の公有地・民有地の経年変化の状況

緑被地の内、公有地と民有地の割合を見ると、多くの緑が民有地に依存している傾向が見られます。しかし、開発や維持管理の負担等により民有地の緑の割合は年々減少傾向にあり、武藏野市の緑を考える上で民有地の緑の保全・創出は大きな課題です。



緑を保全する制度

■ 緑を保全する5つの制度

	借地公園 (市民緑地)	環境緑地		保存樹林	保存樹木	保存生垣
		憩いの森	みんなの木			
保存義務	公園として整備、緑の保存に努める	市が緑の保護育成に努める	市が緑の保護育成に努める	所有者が適正な管理と保存に努める	所有者が適正な管理と保存に努める	所有者が適正な管理と保存に努める
施設設備	公園として整備	保全型施設を整備(柵やベンチ等)	保全型施設を整備(柵やベンチ等)	標識設置	標識設置	標識設置
維持管理	公園として管理	市が簡素な管理	市が簡素な管理	所有者が管理	所有者が管理	所有者が管理
補助金(年)	なし	なし	なし	100円／m ² ※	6000円／本※	300円／m ² ※
固定資産税 都市計画税 地価税	非課税 (無償提供の場合)	非課税 (無償提供の場合)	非課税 (無償提供の場合)	課税	課税	課税
相続税評価 (20年以上の契約と一定の条件をみたした場合)	土地評価4割軽減 (都市公園に対応) 土地評価2割軽減 (市民緑地に対応)	土地評価2割軽減 (市民緑地に対応)	全額課税	全額課税	全額課税	全額課税
備考	使用賃貸契約の締結 市が施設管理保険に加入	使用賃貸契約の締結 市が施設管理保険に加入	使用賃貸契約の締結 市が施設管理保険に加入	必要に応じて樹木医を派遣	必要に応じて樹木医を派遣	必要に応じて樹木医を派遣

※保存樹林・保存樹木・保存生垣については、非課税地の補助金は半額となります。

■ 環境緑地制度

公園や、道路などの公共の緑化が進むなか、都市の中で貴重な緑として存在している屋敷林や樹木地など民間の緑は減少しています。原因として固定資産税や相続税の負担による売却、開発や、維持管理費の増加など様々です。このような現状において民有地の緑を守るために、相続税評価の軽減などの優遇措置を含めた「環境緑地制度」を設けています。

平成12年度から18年度にかけて、市民が利用できる公開緑地として亜細亜大学と日本赤十字病院等の接道部を、21年度には個人所有地を環境緑地に指定しました。平成25年12月現在5ヶ所406.35m²が指定されています。

■ 都市緑地法

◎緑の基本計画

市町村は、都市計画区域内において総合的かつ計画的に実施するため、該当市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を定めることができる。本市では平成9年に策定し市民参加による検討委員会を設け平成20年4月に改定。

◎緑地保全地域等

無秩序な市街地化の防止等適正に保全する必要があるものを「緑地保全地域」や「特別緑地保全地区」として都市計画に定めることができる。また、地区計画や管理協定による緑地の保全を図る制度。

◎緑化地域等

良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内に緑化をする必要がある区域に都市計画で緑化地域を定めることができる。また地区計画等により区域内の緑化率の規制を定める制度。

◎緑地協定

良好な環境を確保するため、全員の合意により該当土地の区域で、緑地等の保全や緑化に関する協定を締結する制度。協定では、区域、保全又は植栽する樹木の種類や場所、管理に関する事項などを定めることとなっている。

◎市民緑地

土地の所有者と地方公共団体又は緑地管理機構が契約を締結し、その緑地を住民が利用できる市民緑地として管理し公開する制度。

◎緑化施設整備計画の認定

緑化地域及びこれ以外でも重点的に緑化の推進に配慮を加える地区内で、建築物の敷地内に緑化施設を整備するものが、緑化施設整備計画を作成し、一定の基準に適合する場合に市町村長が認定する制度。

◎緑地管理機構

都市の緑地保全及び緑化推進を図る目的で設置された民法34条の法人又は特定非営利活動法人を緑地管理機構として指定。緑地の買取や市民緑地の設置や管理などの業務を実施する制度。